

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 30 年 12 月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800258号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800116号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年5月26日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和57年5月26日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主(船舶所有者)が請求者に係る昭和57年5月26日から同年6月1日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月26日から同年6月1日まで

昭和55年10月1日にC社に入社して以来、一貫して同社に勤務している。請求期間は、A社に休職派遣されていた期間だと思うので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社から提出された社員名簿により、請求者は、昭和56年5月1日から昭和57年6月1日までの期間、A社に休職派遣されていたことが確認できる。

また、請求者から提出された船員手帳には、船舶所有者がA社、請求者の職務が次席三等航海士、雇入年月日が昭和57年2月20日、雇止年月日が同年5月31日と記載されていることから、請求者は、請求期間において同社が所有する船舶に乗船勤務していたことが確認できる。

さらに、C社からA社に船員として派遣され、船員手帳を保有している複数の者の中には、それぞれの船員手帳に記載された同社における雇止年月日より前に船員保険の被保険者資格を喪失している者はいない。

加えて、上記の同僚、及びオンライン記録によりC社からA社に船員として派遣されていたことが推認できる複数の者は、いずれもA社における船員保険の被保険者資格を喪失した月にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、請求期間とその直前の船員保険被保険者期間には、業務内容、

勤務形態の同質性及び継続性が認められ、請求者は請求期間において、船員保険料を事業主（船舶所有者）により、給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和57年4月の船員保険の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主（船舶所有者）が請求者の請求期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を継承しているB社が不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主（船舶所有者）が請求どおりの船員保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出をD県保険課（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800261 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800117 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月  
② 平成 16 年 12 月

前回、A 社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしいとする訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

今回、新たに請求期間当時の源泉徴収票が見つかったので、訂正請求に関する再度の審査をお願いしたい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A 社の事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、資料を保管していないため、当該賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答していること、ii) 同社のタクシー事業部門及び同社が保有していた書類一式を引き継いだ B 社の事業主は、請求者を含む職員 (乗務員以外) については賃金台帳等の資料を保管していないと回答していること、iii) 請求者は、請求期間①及び②に係る賞与支給明細書等の資料は保有していない上、賞与は現金で手渡しだった旨陳述していることなどから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に平成 29 年 4 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たに請求期間①及び②の属する年 (平成 16 年分) の給与所得の源泉徴収票を提出し、再度訂正請求を行っているものであるが、当該源泉徴収票のみでは、記載されている支払金額及び社会保険料等の金額の中に請求期間①及び②に係る具体的な賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。